

名古屋外国語大学大学院奨学金規程

(目的)

第1条 名古屋外国語大学大学院(以下「本大学院」という。)における学生の奨学金(以下「奨学金」という。)に関する事項はこの規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程において、本大学院の学生とは、本大学院の正規の課程に入学した学生をいい、その適用に当っては外国人留学生を除くものとする。

(奨学金の種別)

第3条 奨学金の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般給付奨学金 人物、学業ともに特に優れ、かつ健康な学生で、経済理由により著しく修学困難な者に給付する奨学金
- 二 特別給付奨学金 人物、学業ともに優秀かつ健康で、博士後期課程に在学し、特に秀でた学業成果が期待される者に給付する特別奨学金
- 三 貸与奨学金 人物、学業ともに優れ、かつ健康な学生で、経済的理由により著しく修学困難な者に貸与する奨学金(無利子)
- 四 利息補給奨学金 経済的理由で修学に必要な学費負担のため金融機関から教育ローンを借りている学生に対し、その教育ローン利息を補給する奨学金

2 前項の奨学金は、当該各号及び学内の他の奨学金との併給を認めない。

(奨学金の額及び採用数)

第4条 各種別の奨学金の額及び採用数は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において、学期ごとに採用者を決定するものとする。

種別	奨学金の金額	採用人員
一般給付奨学金	授業料及び教育充実費の合計の1/2の額	若干名
特別給付奨学金	授業料及び教育充実費の合計額	若干名
貸与奨学金	授業料及び教育充実費の合計額	若干名
利息補給奨学金	教育ローンの年利息の1/2の額	若干名

(奨学金の学費充当)

第5条 奨学金は、学費未納の場合、給付、貸与又は利息補給と同時に学費納入に充てるものとする。

(奨学金の申請及び採用回数)

第6条 奨学金は学期ごとに申請をすることができる。ただし、採用は在学期間中4回(博士後期課程は6回)に限るものとする。

2 第3条第1項の各号の奨学金は、同時に申請することができる。

(申請書類の提出期限)

第7条 奨学金を受けようとする学生は、次の各号に掲げる提出期限までに、次条に規定する申請書類を大学院事務室に提出しなければならない。

- 一 1期 提出期限 毎年 4 月末日
- 二 2期 提出期限 毎年 10 月末日

第8条 奨学金の申請書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一般給付奨学金

- (1) 所定の申請書(家庭状況調書を含む。)
- (2) 指導教授の推薦書
- (3) 成績証明書(前期課程の 1 学年の1期については大学, 後期課程の1学年の1期及び2期については大学院前期課程の成績証明書)

二 特別給付奨学金

- (1) 所定の申請書(家庭状況調書を含む。)
- (2) 指導教授の推薦書
- (3) 成績証明書(大学院前期課程の成績証明書)
- (4) 研究推進状況報告書(入学初年度は修士論文)

三 貸与奨学金

- (1) 所定の申請書(家庭状況調書を含む。)
- (2) 経済状況を証明する書類
- (3) 成績証明書(前期課程の1学年の1期については大学, 後期課程の1学年の1期及び2期については大学院前期課程の成績証明書)
- (4) 特別な事情がある場合はそれを証明する書類

四 利息補給奨学金

- (1) 所定の申請書(家庭状況調書を含む。)
- (2) 国民金融公庫等金融機関からの教育ローン証書の写
- (3) 返還明細書(元本及び利息付き)の写

(採用決定)

第9条 奨学生の選考及び採用決定は、選考基準に基づき、本大学院奨学金選考委員会(以下「委員会」という。)の議を経て学長がこれを決定する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長
- 二 研究科長
- 三 学部長
- 四 事務局長
- 五 大学院担当課長

(採用決定者の提出書類)

第10条 奨学生として、採用が決定した者は直ちに次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- 一 一般給付奨学金及び特別給付奨学金 「誓約書」(別紙様式1)
- 二 貸与奨学金
 - (1) 「誓約書」(別紙様式2)
 - (2) 「連帯保証人連署の「奨学金借用証書」(別紙様式3)
 - (3) 連帯保証人の印鑑証明
- 三 利息補給奨学金 「誓約書」(別紙様式4)
(第2項削除)

(貸与奨学金の返還方法)

第11条 貸与奨学金の返還は、本大学院の修了又は退学後到来する返還月から返還するものとする。

2 返還期間は、貸与を受けた期の6倍(12年を上限)とし、年4回(6, 9, 12, 3月の各月)の均等払いとする。

(奨学金の返還猶予)

第12条 貸与奨学生は、奨学金の返還期限内に災害又は病気その他やむをえない理由がある場合、奨学金の返還猶予の願い出を学長に申し出ることができる。

(奨学金の返還途中免除)

第13条 貸与奨学生として採用された者が奨学金返還途中で死亡した時は返還未済額の金額を免除することがある。

(奨学金の即時返還)

第14条 奨学生として次の各号に掲げる者は、資格を喪失したもものとして給付、貸与又利息補給の奨学金の金額を直ちに返還しなければならない。

- 一 除籍者
- 二 学則に反する行為があった者
- 三 成績不良若しくは、本大学院の学生として素行好ましくないと認められた者
- 四 申請書類に虚偽の記載を行った者
- 五 その他奨学生として適当でないと認められた者

(細則)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(所管部署)

第16条 この規程に伴う事務は、大学院事務室においてこれを担当する。

附 則 この規則は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成 11年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成 11年6月 14日から施行する。

附 則 この改正は、平成 14年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成 19年4月1日から施行する。(第4条、第6条及び第15条関係)

附 則 この改正は、平成 21年4月1日から施行する。(第6条 第2項関係)

附 則 この改正は、平成 29年2月 13日から施行し、平成 29年度の在學生から適用する。(第3条～第4条、第8条～第10条及び第15条～16条関係)

附 則 この改正は、平成 29年4月 1日から施行する。